

第九条の会ヒロシマ



あなたも平和のスポンサーに

憲法を活かそう ストップ改憲！ 8.6新聞意見広告2024にご参加ください！

掲載日・掲載紙 2024年8月6日(火)

朝日新聞朝刊全国版全15段

中国新聞朝刊全15段(予定)



あなたも意思表示を！

あなたも新聞に名前を載せて 子どもたちの輝く未来のために政治を変え、ストップ！憲法改悪の意思表示を！
8.6新聞意見広告に、ぜひ！ご参加ください。

8.6新聞意見広告2024ご参加方法

- ◆ 賛同金 個人1口 1,000円から 団体1口 3,000円から
- 入金方法 (3つの振込方法と現金) 同封のチラシをご覧ください
- ①郵便振替口座 ②ゆうちょ銀行からゆうちょ銀行口座へ ③他行から

- ◆ お名前掲載(可・不可) ペンネーム、ニックネーム歓迎。匿名も可
- 掲載締切 振り込まれる場合は、7月10日(水)まで
- 直接現金渡しの場合、7月15日(月)まで
- *締切以後(名前は掲載できませんが)賛同金は受け付けています

みんなで作る意見広告 メッセージ募集中

ミサイルよりも 000を！

あなたの●●●を大募集

ミサイルよりも●●●をの募集では、断然「外交力を！」

5月23～24日、中国軍が台湾を取り囲むように軍事演習をしたと読売をはじめ新聞やテレビ各局が報道した。その軍事演習は「2年前と比べ巧妙に進歩し、連携能力が増している」など批判的なものばかりだ。台湾は3月の選挙で頼清徳民進党政権の継続となったが前回より民進党への投票数はぐんと減ったという。中国が「頼政権は台湾独立派」と警戒し対話も拒否しているため、中国と話し合える政権であってほしいということではないだろうか。

米国は6月、自衛隊も初参加の米軍中心大規模演習「バリアント・シールド」を予定しながら、一方でシンガポールで開かれたアジア安全保障会議にオースティン国防長官と中国の董軍国防相と会談して中国軍の台湾周辺での軍事演習についても議論するなど巧みな外交を展開している。日本も台湾有事と騒ぎ立てて軍力を増強するばかりではなく、5月末に行われた日中韓首脳会談等を契機に外交力を磨くことを期待したい。

「改憲条文案起草委員会設置を強行するな！」5.30集会など国会前での活動は心強い。衆議院の憲法審査会では、公明党北側副代表が「今国会会期内に憲法改正要綱案を審査会に提出すべき」と述べ、また与野党で一致して緊急事態条項のお試し改憲を急いでいる。しかし参議院憲法審査会では与党である公明党が「充実した緊急事態法制があるので改憲不要」とまともな判断を述べ、衆参で意見が違うというのも健全だ。それも市民の活動があってこそ！

しかし今国会も、人権を無視する岸田政権が悪法が続々成立させている。共同親権が裁判所の強制的判断され苦しい思いをする人が増えはしないか。経済安保新法も、何が秘密か秘密、身辺調査を導入し、賛成の野党から不透明だと苦言が出ながらも成立した。人々を監視し、生活も思考も制限し、息苦しい。

岸田首相の刑事告訴は600人超え。(P8) 裏金問題だけではない、岸田政権への広島への怒り爆発だ。G7、はだしのゲン、教育勅語、原爆投下の謝罪なき米国との和解…に続き、今年の8.6は、平和公園から市民の活動を締め出そうとしている。(P12)

今年の2月に亡くなったヨハン・ガルトゥングさん(平和学)の「積極的平和」とは、貧困、抑圧、差別など構造的暴力のない状態であり、私たちもすべて同意する。しかし安倍政権の「積極的平和主義」は本来の意味とは真逆の大軍拡であり、岸田政権も加速度的に引き継いでいるのだから、私たちは黙っているわけにはいかない。ガルトゥングさんの思いは日本国憲法に具現化されている。私たちの意思表示、行動こそが積極的平和であり、憲法実現に近づくことを信じて今年も8.6新聞意見広告に取り組んでいる。平和を創るために人間の知恵のありつかけを注ぎ、繋がって対抗しよう。(2024年5月30日 藤井純子)

会報121号 もくじ

- 1 8.6新聞意見広告にご参加ください …………… 藤井純子
- 2 瀬戸内法50年 海の生き物からの警鐘に向き合おう… 湯浅一郎
- 4 進む軍拡、各地の連携を…………… 新田秀樹
- 6 河井疑惑をただす運動から岸田首相を刑事告発へ… 山根岩男
- 8 教科「道徳」でいじめは解決できるのか? …………… 岸直人
- 10 米軍機騒音被害に苦しむ阿多田島住民 実態調査 …… 藤元康之
- 11 島根原発再稼働を止める中国電力株主総会へ議案 溝田一成
- 12 広島市平和式典の平和公園の規制拡大 …… 広島JC通信より
- 14 5.3広島総がかり憲法集会 柳由紀夫
- 15 活動報告 16 お知らせ・後記

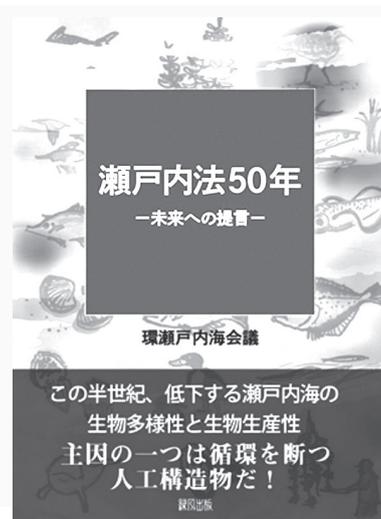
海の生き物からの警鐘に向き合おう

『瀬戸内法 50 年—未来への提言』刊行

湯浅一郎（環瀬戸内海会議共同代表）

瀬戸内法から半世紀を生物多様性で検証

机上に緑風出版から出たばかりの A5 版 316 頁の『瀬戸内法 50 年—未来への提言』という本がある。表紙はマダイ、カレイ、マガキ、カブトガニ、スナメリクジラ、カワウなどのイラストを背景にし、帯には「この半世紀、低下する瀬戸内海の生物多様性と生物生産性」、そして「主因の一つは循環を断つ人工構造物だ！」とある。



2022 年 10 月、私たちは「瀬戸内法 50 年プロジェクト」を立ち上げた（環瀬戸内海会議編「トラストニュース」第 79 号）。これは、瀬戸内法制定から半世紀となる 2023 年に生物多様性や生態系の観点から瀬戸内海

の環境保全を振りかえり、近未来への展望を考えようとしたものである。1971 年に瀬戸内海汚染総合調査団がフェリーで瀬戸内海を一周し、漁民ら地域で闘う住民の声を集めた方法である「漁民に学ぶ」を、今、実践しようとしたのである。

プロジェクトは、まず漁民の認識を包括的にとらえることから始めた。2022 年 11 月に瀬戸内海の全 326 漁協にアンケートを送付し 117 漁協から回答を得たが、その中の 66 漁協を対象に聞き取り調査を実施した（聞き取り担当者 21 人）。本書の半分近くを占める第 3 章「漁民は語る」はその生の記録である。同時に生物多様性の変遷を既存資料から分析し（第 1 章）、瀬戸内法に基づく環境行政を批判的に検証し（第 2 章）、それを実施する沿岸 11 府県へのアンケート調査を行った。一連の調査で得たものを整理し、どう活かすかを考える 2 回のシンポジウム（豊島、神戸）を開き、最後に「未来への提言」をまとめた。そして 2023 年 12 月 12 日、環境省、農林水産省、国土交通省の 3 省に「未来への提言」を提出した。本書は、世紀をまたがる 50 年間という時間軸と瀬戸内海という空間的視野を持って住民ネットワークが調査した記録の集大成である。

本書には、117 漁協のアンケート調査と 66 漁協の聞き取り調査、沿岸自治体アンケート調査、「未来への提言」、及び「提言」に対する環境省・農林水産省・国土交通省の回答を収めている。これらは、瀬戸内海の現場で何が起きているのかを知り、それに対して行政（国や自治体）がどう対処している

のかを知るための一次資料である。瀬戸内法施行から半世紀の今、注目すべき多様な資料をそろえた書籍はおそらく類がないであろう。それを住民ネットワークが作り上げたことは大きな成果だと思っている。

「未来への提言」

「未来への提言」は、1 年間の活動を踏まえた次の時代へのメッセージであり、以下の 4 項目で構成している。

1. 調査から見えてきたこと
2. 未来に向けてなすべきこと
3. 国・地方自治体への要望
4. 市民の取り組み

ここでは、1. 2. につき概要を紹介する。

1. 調査から見えてきたこと

1) 漁業、生態系の変遷

これは「漁民の証言」に依拠したが、漁業、生態系の変遷として、最近 10 年の変化の劇的さが際立っている。「海に力がない」「魚がない」という悲鳴が漁民から共通に聞かれ、2010 年頃からのイカナゴ、タチウオ、カレイを初めとした多くの魚種の急激な減少が目立つ。これは瀬戸内海が大きな変化をしつつある可能性を示唆している。

2) 人工構造物の漁業や生態系への影響

「漁民の証言」からダム、河川改修、垂直護岸、河口堰、埋立て、人工島といった一連の人工構造物が物質循環を断絶していることによる弊害が浮かび上がった。多くの漁業者が、ダムや堰堤により砂が陸から海に運ばれず、海底が泥っぽくなり、底物が軒並み減ったとする。獐猛で、タコ、イカ、エビなどなんでも食べてしまうハモが増えている。

ダムの水が工業用、農業用、飲料水用にとられ、川に流れず、当然、海にも流れない。漁業に深刻な影響をもたらしているクラゲの大量発生は、垂直護岸が増えたことで、シケが来てもクラゲが死ななくなったこと、及び水温の上昇が重なって起きている可能性が高い。その結果、イカナゴなど小魚に食べられていた動物プランクトンの多くがクラゲに食べられ、その分、イカナゴやカタクチイワシが減り、食物連鎖構造が変質している。自然は縫い目のない織物（シームレス）である。どこか壊せば思わぬところに波及するのである。

3) 自治体アンケートから

自治体アンケートにより、水産庁が、行政改革の名のもとに 2005 年（平成 17 年）を以て灘別の漁獲統計をやめてから、全ての沿岸自治体が 2006 年以降の灘別漁獲統計を有していないことが判明した。これは、行政が海域としての水産生物の実情をトータルに把握するすべを持たないことを意味する。



2. 未来に向けてなすべきこと

1. の分析から自ずと出てくる未来に向けてなすべきことを3つに整理した。

- 1) 人工構造物は必要最小限にし、陸・川・海の境界をできるだけ物質循環を断絶させない構造にしていく。潮汐に伴う海水の出入りを原動力とした「磯浜復元」により自然の力で砂浜や磯場を復元する。川と海の境界を閉じ、砂・栄養の海への流入を断つ河口堰は開放する（芦田川）。国交省が作る一級河川の河川整備計画を、物質循環を再生する観点から見直す。自然海岸や砂浜はそのまま残し、とりわけ新たな埋立ては基本的に禁止する。
- 2) 有機汚濁以外の汚染リスク要因の規制強化と除去。
- 3) 「生物多様性国家戦略」及び「生物多様性地域戦略」の思想を環境施策に盛り込む。

2020年までに「海の10%を海洋保護区にする」との愛知目標に対応して、環境省は「海洋保護区の定義」を定め、それに則って保護区を決めた。最も大きな要素は漁業法に基づく共同漁業権区域を海洋保護区にすることである。これにより瀬戸内海沿岸はほとんどが既に海洋保護区となった。その保護区の生物多様性が、水産生物を含め「海に力がない」のである。ここで2016年に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を活かすべきである。重要度の高い海域と共同漁業権海域は多くが重なるが、重ならない重要度の高い海域は、すべて保護区にすべきである。また開発に関わって既に漁業権は消滅しているが、生物多様性が極めて豊かなのに開発にさらされている海がある。例えば山口県東部の重要度の高い海域「長島・祝島周辺」（海域番号13708）のど真ん中に上関原発予定地がある。今、そこで使用済み核燃料中間貯蔵施設を作る計画が動き出している。電力会社の所有地とはいえ、生物多様性の豊かな海洋保護区で自然を大規模に改変することは許されない。

生物多様性の保持・回復には 法体系を含め現代文明を変革するしかない

ここで、豊島シンポジウム（第4章）で期せずして石井亨、湯浅一郎がともに触れたフェルディナント・フォン・リヒトホーフェンの現代文明に対する懸念を思い起したい。シルクロードの命名者で地理学者である彼は、1868年9月1日、中国へ向かう船旅で瀬戸内海の風景と人々の営みを絶賛し、「この状態が今後も長く続かんことを私は祈る」とした後、「その最大の敵は、文明と以前知らなかった欲望の出現とである」と産業革命に端を発した近代文明の拡大への強い懸念を示した。

それから150年強を経た今日、化石燃料に依存する物質

文明により、海辺や河川が大規模に改変され、核エネルギー利用施設や人工化学物質が満ち溢れ、リヒトホーフェンが懸念した事態が深く進行している。20世紀末、人類は地球の環境容量という限界に直面し、気候危機や生物多様性の急激な低下が止まらない。瀬戸内海で見えている現象は、その典型ではないか。

人工構造物が物質循環を断絶することによる弊害の発生を変えるには、河川行政と港湾行政の分断を解消し、陸・川・海を一つの系としてとらえ、3者の境界をできるだけ物質循環を断絶させない構造にしていくことが必要である。コンクリート漬けの思想からぬけだす、ある種の社会変革を進めねばならない。芦田川河口堰の開放の問題は、その典型例である。物質文明を進めるための法体系が確立し、社会はそれに基づいて動いている。例えば公有水面埋立法、砂利採取法、採石法などを生物多様性の観点から根本的に改定することが必須である。

核エネルギーの利用は、「以前知らなかった欲望」そのものである。1977年、瀬戸内海の一部で伊方原発が稼働し、温排水を放出し始めた。1982年、中国電力の上関原発計画が浮上し、未だにその計画は完全には消えていない。そして2023年、中電所有地内で主として関西電力のための使用済み核燃料の中間貯蔵計画が表面化した。

世界は循環型社会を目指すとしながらも、物質文明が生み出す人工合成物の総量は増え続けている。各地で産業廃棄物処分場問題は後を絶たない。「廃棄物は最終的に全て原材料として人間の社会経済活動の中で使う形で処理する」循環型社会の形成は困難を極めている。20世紀末、循環型社会をめざし、生物多様性と気候変動に対応する条約を作り、国際的努力を続けてきたが、どの領域でも成果らしいものはほとんど見えない。

生物多様性の保持・回復に関する新たな国際合意は、この困難を打開すべく理念として「今までどおりから脱却」し、「社会、経済、政治、技術を横断する社会変革をめざす」としている。この「社会変革」の中身は必ずしも鮮明ではないが、化石燃料に依存し、コンクリート漬けにする思想と文明の在り方そのものを法体系も含めて「変革」することが必要である。「提言」の推進を構想するとき、こうした大きな課題が見えている。

ともあれ300頁を超える本の中身をここで解説する紙幅はない。まずは世紀をまたがる50年間というスパンで市民が捉えた瀬戸内海の今を、手に取って眺めていただきたい。本書が、10年、20年、50年後のまだ見ぬ人々への何らかのメッセージになればと願っている。

進む軍拡、各地の連携を

新田秀樹（ピースリンク広島・呉・岩国）

「日鉄呉跡地問題を考える会」発足

3月4日、防衛省の発表によって突然、昨年閉鎖された日鉄呉跡地を防衛省が一括購入して、「多機能な複合防衛拠点」にするということが明らかになった。4月7日、予想を大幅に超える120人余りが集まり「日鉄呉跡地問題を考える会」が発足した。広大な跡地を防衛拠点、つまり軍事利用に、反対する市民の動きが出来上がった。

おそらく水面下で話がされてきた可能性は高いが。軍事利用は1950年施行の旧軍港市転換法で旧海軍用地が現在の日鉄に売却された経過を考えると許されるわけがない。4月21日には日鉄呉跡地問題を考える会が主催する集会とデモが行われた。県内各地から約400人が集まり、まずまずのスタートとなったが、全市民的運動にしないと呉の軍事拠点化の波は止まらない。

いま呉市の人口減少も大きな問題になっている。一因にはもちろん少子化など日本全体の共通の要因もあるが、日鉄撤退で従業員や関連企業で働く労働者の流出などが続いていると思われる。呉市の活性化のために「防衛拠点」を打ち出すことで経済界や行政が思い描く呉市の発展は見込めるのであろうか。具体的な計画は発表されていないが、南西諸島の軍事強化に連動し、兵站基地、戦争を支える軍事都市としてより一層進むことと呉市経済の活性化が連動するとも思えない。

1889年の呉鎮守府開庁から50年余り、軍事都市として栄えた呉の発展の結果、大きな被害を受け敗戦を迎えた。人口が激減し途方に暮れたその反省を踏まえ、行政と市民が一体となって「旧軍港市転換法」を勝ち取り、戦後の呉市は旧海軍の街からの転換が市の方針であったはずだ。

松山で交流集会開催

呉市で集会が行われた同じ日に松山市において『知りつながり とめる 戦争への道！4・21集会—沖縄・西日本で進む「戦争態勢」』が行われた。愛媛県内から50人ほどの参加とオンラインでの集会ではあったが、会場いっぱいまで熱のこもった集会になった。

いま南西諸島を中心に、ものすごい勢いで軍拡が進んでいる。岸田政権が一昨年閣議決定した「安保三文書」は5年間で43兆円、実際にはそれをはるかに超える金額が軍事費として予定されている。倍増する軍事予算を背景に南西諸島の与那国島、石垣島、宮古島、奄美大島、そしていま急ピッチで馬毛島の日米使用の訓練施設などの基地の建設が進み、敵基地攻撃のための米国製巡航ミサイル「トマホーク」の購入や三菱重工業で長距離ミサイルの開発が進んでいる。

松山の集会では、オンラインで沖縄、鹿児島、会場での報告は大分、福岡、高知、香川などからあり、私の方からは呉の状況を報告した。沖縄では周知のとおり最西端の与那国島には陸自沿岸監視部隊、石垣島、宮古島、奄美大島に陸自ミサイル連隊や大型弾薬庫が建設され、今年、うるま市でもミサイル連隊が発足したが住民の不安や懸念は無視された。しかし、陸自の射撃訓練場を住民の力で断念させた経過などが「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」から報告された。

鹿児島では奄美大島や現在急ピッチで進められている馬毛島の日米共同使用の飛行場建設が注目されているが、南さつま町では町長が街の活性化のために自衛隊施設を誘致するという現状などの報告があった。とりわけ馬毛島は米軍岩国基地に移駐した原子力空母の艦載機離発着訓練 FCLP の施設として運用される。現在行われている1200キロ離れた硫黄島の施設だったものが、岩国基地から400キロという距離で FCLP のみならず、多くの航空機の訓練施設として利用される上、様々な機能を備えた自衛隊施設になっていく。

北九州空港や高松港、高知県内の複数の港などで進む特定港湾の軍事利用反対の各地の取り組みも紹介された。昨年は大分空港や岡山空港で軍用機運用の訓練が行われ、各地の港湾へも自衛隊や米軍の艦船の入港が相次いでいる。

大分からは市内の住宅地の真ん中にある大分分屯地に作られようとしている9棟大型弾薬庫計画、それに反対する市民が「大分数戸ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会」の活動報告。湯布院駐屯地も増強され、ミサイル部隊の司令部機能を持つ特科団新設、佐賀空港に隣接したヘリ基地には陸自オスプレイ17機配備のための基地建設が昼夜を問わず行われている。日本版海兵隊の水陸機動団が発足した佐世保市の相浦駐屯地など、自衛隊駐屯地の増強などが報告された。

私自身、ある程度は把握しているつもりではあったが、それぞれの情報がその地方の問題としてとどまっているのは問題だ。呉からの報告の際に、会場に「『日鉄跡地問題』を知っているか」と尋ねても1割程度しか手が上がらなかった。海を隔てていても一定交流のある隣県でさえこのような実態であれば、全国的に見れば一地方の問題にとどまっている可能性が高い。

防衛組織から軍事組織へ、今こそ軍転法を活かそう

現在進行形の軍拡は10年ほど前から急速に進んでいる。2013年の第二次安倍内閣の誕生後に、わずか3年で改定された新たな防衛大綱(25大綱)がつくられ、「積極的平和主義」

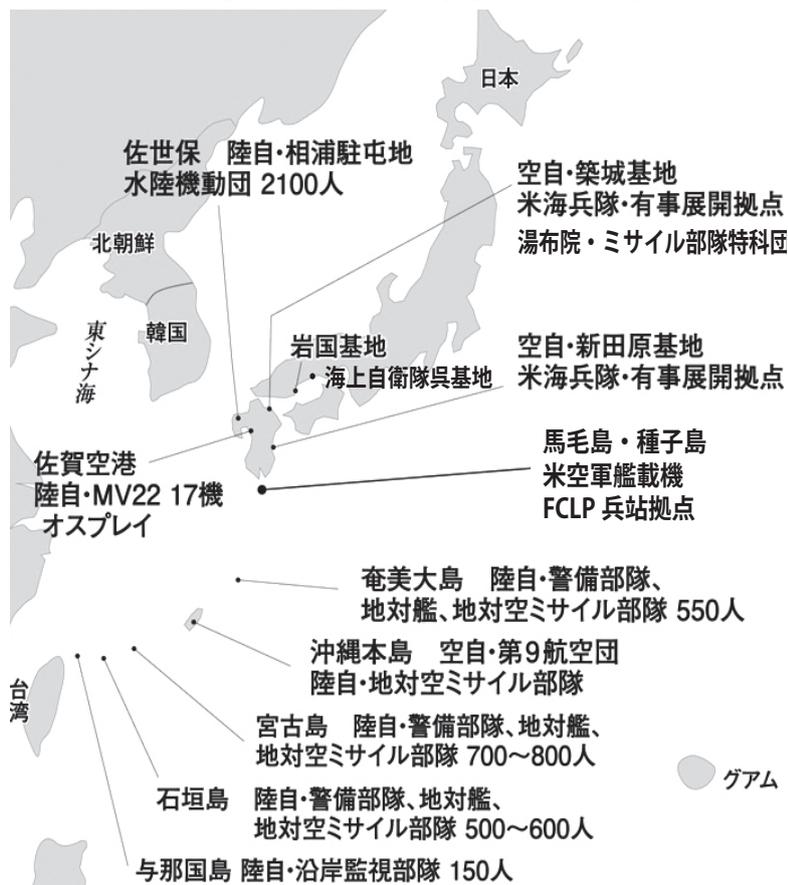
というわけのわからない方針の下、「統合機動防衛力」を打ち出した。水陸機動団の創設、米国から大量の高額兵器の購入はこの時期から始まった。さらに現在の 30 大綱では平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とし、日米同盟の強化など実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築することとしている。

アメリカ軍と共に戦える体制に向けて着々と進んでいるといわざるを得ない。秘密保護法の制定や集团的自衛権行使容認などの下地作りから、2016 年、安保法制が施行され憲法 9 条の下で事実上の軍隊になり質も大きく変わった。そして、防衛産業を育成する法律や秘密保護法を経済分野にまで拡大する経済安保法は大きな反対もなく国会で成立してしまっただ。

自衛隊の改編で陸海空自衛隊の「統合作戦指令部」が今年発足した。呉にはそれにリンクした「自衛隊海上輸送群」が今年度中に発足を予定している。日鉄跡地問題とこれらの動きは決して無関係ではない。戦争体制のための集約基地として、日鉄跡地は願ってもない存在なのだ。

呉だけではなく、広島県内、あるいは周辺でも軍事強化が進んでいる。防衛省は呉市への説明の際、利点として、海田の陸自第 13 旅団、米軍岩国基地や佐世保にも近いとしている。とりわけ直線距離で 40 キロしか離れていない岩国基地は現在、アジア最大級の米軍戦略拠点になっている。米軍だけでも 130 機近い軍用機を運用し、米軍戦略の中心を担う第 7 艦隊の原子力空母の艦載機部隊を運用している。加えて、海兵隊も最新鋭ステルス戦闘機 F35B を 32 機配備し、今年さらに配備数を拡大している。この垂直着陸が可能な F35B は今後、空母化した「かが」との共同運用も予定され、日米一体の軍事拠点としての性格を高めている。

南西諸島防衛を中心に進む自衛隊の軍拡



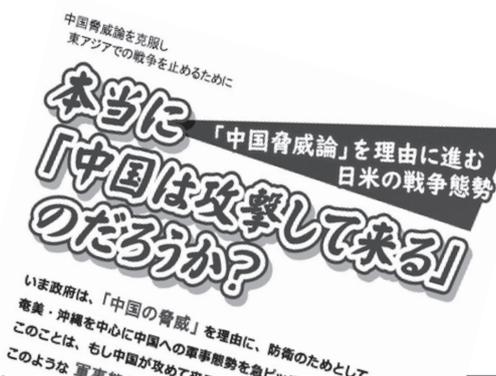
全国で情報共有を、9月西日本交流会開催

一方で、全国各地で闘われている反対運動、とりわけ急速に軍拡が進む西日本各地が少なくとも共有し、横につながる事が大事だと思う。9月21日～22日、呉市の「ビューポートくれ」において、西日本交流集会の開催を予定している。地元広島からも多くの市民の参加で成功させ、軍事大国化を許さない大きな声を上げていきたい。

中国への戦争準備をストップ！

リーフレット 100 万部

いま沖縄・奄美を中心に、九州、西日本・全国で着々と築かれている「中国への戦争態勢」。攻撃用ミサイル基地や部隊の配備、空港港湾の軍事利用など、戦争準備が急ピッチで進んでいます。しかし中国脅威論が誤りであるとわかれば、大軍拡を必要とする世論を変え、戦争をやめさせることができる。私たちは考え、このリーフレットを作りました。100万部配布を目指します。どうかご参加ください！日米政府による戦争態勢の構築をストップさせ、〈平和と共生の東アジア〉をともにつくって行きましょう！



配布プロジェクト
お問い合わせ 電話 090-8282-6077 (立田)、
090-3783-8332 (阿部)
ご注文先 メール nmo.ehime@gmail.com
1部 (A5判/カラー/8ページ) 10円
発送希望は 100部以上でお願いします。(送料実費)

河井疑惑をただす運動から岸田首相を刑事告発へ

山根岩男（河井疑惑をただす会）

河井大規模買収事件はまだ終わっていません！

広島高裁は4月18日、渡辺典子県議（安佐北区）の河井克行からもらった金は「氷代」や「餅代」いつものお金だから買収にはあたらない」の主張を退け、控訴棄却の有罪判決を下した。最高裁は同日、石橋竜史広島市議（安佐南区）の「当選祝い」だから無罪」の主張も認めず上告を棄却、異議申立をしたが、4月30日棄却し有罪が確定、公民権停止5年で5月2日、失職した。5月から7月にかけて被買収議員に対する高裁判決が次々出るが、あくまで「氷代」や「餅代」と主張し、最高裁に上告し議席にしがみつくと想定される。

“氷代”や“餅代”の禁止を！

この事件は2019年の参院選挙で河井克行元法相（当時衆院議員）が妻の案里（元広島県議）を当選させるために現金2,871万円を100人に配った選挙買収事件。河井夫妻の有罪は既に確定しているが、金をもらった県議・市議らは「罪の意識は微塵もない」と声をそろえ「裁判闘争宣言」。「氷代」や「餅代」として年に2回くらい現金を渡された」「選挙中は“陣中見舞い”、当選後は“当選祝い”として渡されることも多々あった」と無罪を主張したが、「モチ代・氷代・当選祝い・陣中見舞い」との名称にかかわらず買収にあたる明確にした判決は、闘いの大きな成果といえる。河井疑惑をただす会（以下「ただす会」）による被買収議員の不起訴を検察審査会に異議申し立てするなどの取り組みがなければ実現しなかった。

2023年6月末から7月にかけて河井克行受刑者が藤田博之、三宅正明、伊藤昭善、谷口修、木山徳和各広島市議の裁判に証人として広島地裁に出廷し「買収の意図がなかったとは言えない」と証言。これが評価されたのか、河井克行受刑者は同年11月29日、11カ月を残して仮釈放された。

選挙買収は、これまで選挙期間中か選挙の直前だけ立件されてきたが、河井事件のように、①選挙情勢、②現金の授受の時期、③規模、④相手方の属性や立場、⑤金額などを個別に検討、参院選3～4カ月前の統一地方選にさかのぼって立件されたことも闘いの大きな成果と言えるのではないかと。次は県議会や市議会が政治倫理条例に基づいて「モチ代・氷代禁止」に踏み出すことが求められる。

検察捜査は問題 検察審査会への申立てで起訴へ

木戸経康元市議は、検察が河井夫妻を立件するために起訴しないから検察の筋書き通りの証言を執拗に求められたと、録音をもとに取り調べの不当性を訴えた。一部のマスコミは木戸元市議を“被害者”のような報道をした。最高検は「取り調べは不適切だった」としながらも「組織的ではない」との見解を示し、弁護士会も取り調べに問題があったと指摘している。

現実はどうだったか。検察は取り調べ時の“約束”を果たし100人全員を起訴しなかった。これに対し「ただす会」は、買収事件では金を渡した買収者と、もらった者がいて成立する、河井克行・案里夫妻だけを逮捕・起訴だけで終わらせようとする姿勢は許せないと、被買収者100人を刑事告発（2020年9月3日）。告発はその後481人に達した。検察はそれでも被買収者は「受け身だった」と全員を不起訴にした（2021年7月6日）。このため検察審査会へ268人が異議を申し立てた（同7月30日）。

2022年1月28日、東京第6検察審査会は35人を起訴相当、46人を不起訴不当、19人を不起訴相当の議決を公表した。この中で公職選挙法は「特に公職にある者が率先して遵守しなければならない法律であるにもかかわらず、受領者の中でも県議、市議、町議、首長という立場で、違法な金員を受領・・・その行為は悪質であり、責任は重大である」と指摘していることは大切な指摘だ。

木戸元市議をはじめ渡辺典子県議、三宅正明、石橋竜史、谷口修、木山徳和ら広島市議は捜査の違法性を訴えている。しかし金を受け取った事実は消せない。金には色はついていない。それだけにモチ代・氷代・当選祝い・陣中見舞い、名目がどうであれ、金を配る、受け取ることを禁止することがますます重要になっている。

1億5千万+670万円のメモ 徹底解明を

捜査の中で、自民党本部から1億5千万もの金が河井夫妻に提供されていたことが明らかになり、世間を驚かせたが、「総理3300、すがっち500、幹事長3300、甘利100」のメモを特捜部は押収していた。この中国新聞のスクープ（2023年9月8日付）にあらためて驚かされた。自民党本部から夫妻に送られた1億5000万円は現職の溝手参院議員の10倍。それとは別に6700万円が安倍首相、菅官房長官、二階幹事長、甘利選対委員長から送ら

れていたのだ。甘利氏は認めている。それを検察は捜査せず握りつぶしていたのだ。

河井事件発覚後、三原市の溝手事務所を訪れた際、秘書が「あんな選挙活動は1億5000万円ではできない。もっと何かあるのでは」と言っていたことを思い出す。しかし中国新聞のスクープを全国紙、NHK、民放がまったく報道していないことは解せない。

岸田首相を 429 人が刑事告発

衆院広島1区選出の岸田文雄首相の「首相就任を祝う会」(2022年6月)をめぐる、政治資金規正法違反(政治資金パーティーの収入不記載、岸田首相の後援会が関与など)の疑いがあるとして、「岸田首相を刑事告発する会」は4月18日、告発状219人分を広島地検に提出した。5月1日には210人分を提出、合わせて429人となった。当初は広島県内だけだったが、テレビやSNSで知った人たちから「自分も加わりたい」と東京、神奈川、埼玉、千葉、山口県など全国各地から告発状が届いている。

刑事告発の発端はしんぶん赤旗日曜版の、安倍派をはじめ自民党主要5派閥の政治資金パーティーの裏金づくり、「パーティー券収入約4000万円を政治資金収支報告書に不記載」のスクープ記事(2022年11月)。この時点では大きな話題にならなかったが、その後の地道な調査報道と、上脇博之神戸学院大教授の刑事告発で、パーティー券販売のノルマ超過達成を還流(キックバック)していた事実が大きな反響を呼び起こした。岸田首相は派閥の解消や、安倍派を中心に9人を党内処分したが、最も金額の多かった二階元幹事長や自らは対象外にするなど、国民の批判はますます強くなっている。

政治資金規正法 抜け穴・ザル法をただす

「ただす会」が2月に開いた「政治とカネをただす学習交流会」に上脇教授はオンライン講演、岸田首相も近々刑事告発すると表明。「ただす会」は寺田稔元総務相をめぐる疑惑(①政党支部の家賃を妻名義の事務所に払ったと虚偽記載、②後援会の会計責任者が死去していたにもかかわらず2年間も署名・押印した有印私文書偽造、③選挙運動員買収)も、選挙区の地元5区の人たちに呼びかけ刑事告発した。

今回は広島1区だ。岸田首相は、2001年に閣議決定した大規模な政治資金パーティーは自粛するという大臣規範を無視し、5年間で37回6億5833万円もの収入を得ている。安倍派だけではなく主要5派閥が20年間も続け、裏金の総額は数十億円超になるとも…、まさに自民党による組織犯罪である。



1994年の政治改革で小選挙区制の導入、政党助成金の新設などが行われた。政党助成金新設の代わりに政治資金パーティーは禁止することになっていたが、企業献金の「抜け穴」として温存されてきた。

パーティー券購入は大半が大企業・財界で、アベノミクスの「経済成長戦略=規制緩和」を求め、小林製薬による紅靴事件では「機能表示食品」の導入に企業献金があった。「岸田政権の2年間で、70年来の(日本の安全保障)政策の隅々にまで手を入れ、根底から覆した」(日米首脳会談についてエマニュエル駐日大使)、5年間で43兆円の大軍拡路線に群がる「死の商人たち」。平和構築の面からも企業献金には厳しい規制が必要だ。

検察に付度させない

岸田首相を刑事告発することで…

自民党の裏金問題など「政治とカネ」が問われた衆院3補選(東京15区、島根1区、長崎3区=4月28日投開票)では、野党が完勝、岸田政権・自民党に痛打を浴びせた。後半国会の最大の焦点は、政治資金規正法改正。裏金事件の背景にはパーティー券購入の名を借りた事実上の企業・団体献金があり、その禁止。もう一つ、使い道の公表が不要な内閣官房機密費、政策活動費による政権中枢の闇の徹底解明だ。議員本人の責任を問う連座制だけでお茶を濁させてはならない。

安倍派など自民党派閥による政治資金パーティーの裏金が河井大買収事件の資金だったのではないかと、という疑惑は強まるばかりだ。それだけに検察の政権への付度が問われる。安倍首相が最後に警視總監を黒川弘務・元東京高検検事長に交代させようとしたとき起きたツイッターデモ、佐川急便事件では検察庁へペンキが投げつけられた。付度させない、それが世論。それだけに岸田首相を刑事告発する意味は大きい。おかしいことにはおかしいと声を上げ続けたい。

教科「道徳」でいじめは解決できるのか？

岸 直人（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

1 「特別の教科 道徳」が教科になった背景と現状

2011年大津の中学生がいじめにより自死をした事件をきっかけにして、安倍政権下の教育再生実行会議が中心となり、2013年に「いじめの問題等への対応について」第1次提言を出し、同年「いじめ防止対策推進法」が作られた。

「いじめの問題等への対応について」（第1次提言）の趣旨は以下のような内容である。

日本は、明治政府の（教育勅語体制の）教育政策により驚異的な速さで近代化を実現し、飛躍的な発展を遂げた。しかし、現在は改正教育基本法が十分に実現しないために、いじめが相次ぎ、外国に比べて日本の学力が低下することが日本の最重要課題だ。だから改正教育基本法に基づく道徳を教科にして、教科道徳で人間教育を進めて国力を高めるようにしよう。

このような政治的な方向付けにより、道徳の教科化が突然行われ、2018年に小学校、2019年に中学校の教科化が実施された。つまり、いじめは日本の学力低下、国力低下の原因だから、教科道徳で子どもの規範意識を育てていじめをなくし、学力を高めて国力を強化しようということである。

しかし、文科省の調査では2013年（H25）の「いじめ防止対策推進法」や2018年度（H30）2019（R1）年度からの教科道徳の実施後も、学校でのいじめは減少傾向にはない。

2. 「教科道徳」教育を充実させれば

いじめ問題は解決できるのか？

(1) 「教科道徳による規範意識」教育では学級の

「荒れ」問題を解決しない

道徳の教科化を進めた教育再生実行会議は2013年に、道徳を教科化して子どもに規範意識をコントロールする力をつけていじめ問題を解決する方向を提言し、十分な根拠もなくその年にいじめ防止対策推進法が制定された。提言や推進法の考え方は、いじめは児童生徒の道徳性が未熟だから起きるので、道徳教育を充実させ、規範意識を高めれば

いじめ問題が解決するというものだった。

規範意識とは、特定の集団や組織の中で、その成員が自己あるいは他者の行為に関し、ある一定状況のもとに何をなすべきか、何をなすことを期待されているか、あるいは逆に何をしてはいけないか、何をなすことを禁じられているか、ということについて共有している（共同）主観的な意識、あるいはその客観化された表現としての行為基準をいう。（大百科全書より引用）

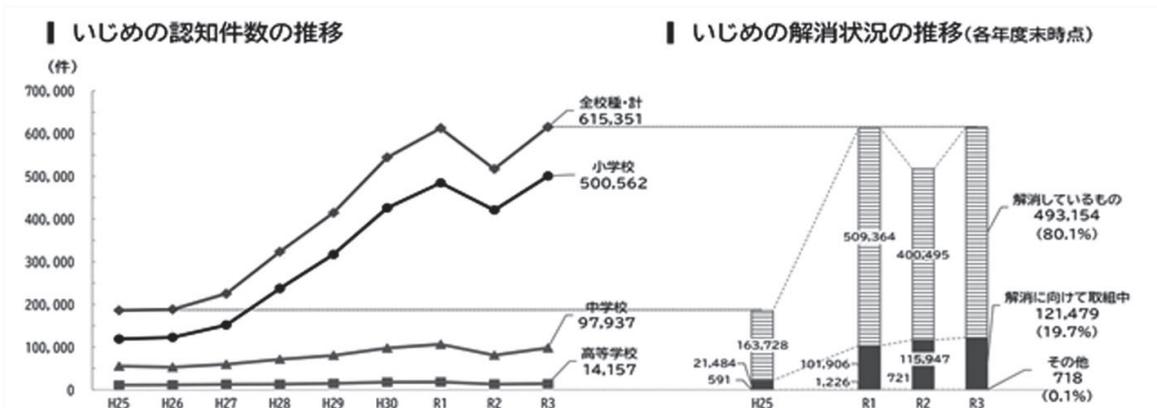
これまでの研究では、学級の「荒れ」と子ども個人の規範意識との間の有意的な関係はないことがわかっている。違いがあるのは、荒れている学級の子どもは「他者の規範意識の認知」が低いということである。どういうことかということ、自分自身の規範意識はあるのだが、学級の他の子どもの規範意識は低いだろうと考えているということだ。具体的に言えば、自分は「良くない」と思っていることでも学級の「他の子どもたちは良くないと思っていないだろう」と考えているということだ。だから、クラスが荒れているとき自分は「良くない」と思うが、他の子は「良い」と思っているだろうからその状態をなんとかしなくてはならないし、止めさせる行動もしない、ということだ。

そうすると、学級の荒れに対応するには、個別の子どもの「規範意識の醸成」ではなく、「今の学級の状況をどう思っているかをお互いに知り合う、規範についてのコミュニケーション」を活性化させることが重要だということになる。

(2) 「道徳性の涵養」ではいじめ問題は解決できない

文科省「道徳実践推進事業指定校」の中学校で起きた大津いじめ事件を調査した第三者調査委員会は「いじめ防止教育（道徳教育）の限界」として「いじめ問題に取り組むためには、道徳の授業などに偏重しない総合的な環境に是正する必要がある」との提言をした。

この例は文科省道徳教育実践校という特別の事例であるが、文科省が進める道徳教育ではいじめは解決できないという事例でもあった。



3. 子どもの規範意識といじめとの 関係性についての実証的研究結果

「道徳教育による規範意識の涵養といじめ問題の関連：小中学生を対象とした自己 / 他者の罪悪感といじめの調査からの一考察」（2018年12月心理科学第39巻2号）の実証的研究結果を引用する。

(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jraps/39/2/39_1/_pdf/-char/ja)

この研究ではいじめ加害傾向を抑制する感情の1つが「罪悪感」であり、この感情は道徳的感情ともいえる。規範意識が高い人がいじめなどに遭遇したとき感じる感情の1つが「罪悪感」であり、罪悪感が生じるときにいじめは抑制されるという考えだ。

いじめの構造を考えると、クラスであれば、被害者、加害者、観衆、傍観者による集団的な構造を考え、それぞれの立場の罪悪感との関連が関係する。この研究では、小学校5年生から中学3年生までの148学級の3986名を対象にアンケート調査を行った。アンケート内容、方法、分析データの詳細は割愛し、調査結果を紹介する。

結果は、学級の「荒れ」研究と同じで、「自分の罪悪感があっても、自分以外の他の子どもの罪悪感を低く見るクラスほどいじめが起きる」ことがわかった。つまり、観衆や傍観者の子どもも、目の前で起きているいじめを見て自分は罪悪感を持って「他の子はそれほど罪悪感を感じていないのだ」と思い、いじめを止めようとはしないということだ。そのことで、教室全体がいじめ加害をさらに進めることになる。

教育再生実行会議の第1次提言以降行われてきた教育政策は、「いじめの問題行動を解決・予防するために道徳を教科化し、子どもの規範意識を醸成する必要がある」と主張してきた。しかし、この研究は子どもの個人の罪悪感、つまり道徳的感情が必ずしもいじめを防ぐとは限らないことを明らかにした。

むしろ学級の他の子どもたちの罪悪感（道徳感情）を知り合う機会を増やす学習環境にある「規範を巡るコミュニケーション」を教育課程に位置づけ学校全体で経年的に実践することが重要だという。さらに言えば、いじめなどの問題行動を解決・予防するためだけに道徳の授業によって児童生徒個人の「道徳心」の涵養を目指すのではなく、問題行動について学級内の児童生徒で話し合う過程を通して、「他の人はどう思い、どのような気持ちになるか」を知ろうとする「規範を巡るコミュニケーション」の風土が重要だということだ。例えば「冗談でも人を叩いたりしたらみんなはいいとは思わないだろう」という学級の雰囲気醸成することが重要だということである。なぜならば、いじめは被害者と加害者の2者関係だけでなく、それを取り巻く観衆、傍観者による関与が大きな役割を果たしているからである。

4. いじめをなくすための「道徳授業」とは・・・

具体的な取り組みとして、アンケート調査により学級の自分以外の子どもたちは「今のクラス状況」をどう思っているのかを知らせ、困ったことがあればどうすれば良いのかをみんなで考えることはいいことだという風土を日頃から醸成していくことが、より効果的だと考えられる。

現在、週1時間、年間35時間の道徳の授業が行われているが、いじめのテーマの授業ばかりではなく、毎週毎週バラバラの内容項目で学習している。

どの内容項目について学習する場合でも、そのテーマが個人だけの内面的な「道徳観」の醸成で、他の人はどう考えているのかよくわからない学習であれば、やはりそのテーマに対して生徒は観衆、傍観者にしかすぎず、解決に関わろうとしていく態度と行動の変化が期待できない。

いじめ問題の解決の重要な要素である「規範を巡るコミュニケーション」と同様に、どの道徳教材についても自分たちと関わりがあると捉えた「規範を巡るコミュニケーション」による学習の進め方が重要であると考えられる。

5. いじめ問題を考える具体例として・・・

光村図書の2年生教材『いじり』って?」（内容項目A（向上心、個性の伸長）は、「あなたと友達の中に、『いじり』は存在しますか。」と生徒の問題としていじりの是非を考えさせようとしている。いじりについて多面的に考えるためにグループで考えを話し合う設定がされている。①いじりといじめは違うのか ②いじられている人がいやな顔をしなければ問題ないのか ③その場の雰囲気明るくなればいじりはいいのか ④同じ人だけがいじられているのではないのか ⑤いじりは仲がいい印か ⑥いじりはその場限りか ⑦いじりがエスカレートすることはないか ⑧あなたのいじりで楽しい思いをするのは誰か（楽しくない思いをする人はいないか）。

このように、考えるテーマをわかりやすく示し、考える手順を生徒に提案し、グループやクラス全体で意見を出し合う雰囲気をすることで「規範意識やいじめや人権感



覚などを巡るコミュニケーション」を深めることにつながることを期待される。「いじめ」が社会問題化して久しい。今の日本の学校教育自体がいじめの温床になっていないか。「道徳」の授業だけでなんとかなる問題ではない。子どもたちがのびのびと育つ教育環境に作り直す必要がある。

県市町教育委員会の6月上旬採択される中学校教科書展示に対しオンライン学習会を行う。（P16お知らせに詳細）

米軍機の騒音被害に苦しむ阿多田島住民 初の実態調査で訴え相次ぐ

藤元康之（岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会）



中国新聞紙面サイトより

大竹市の阿多田島で3月に岩国基地米軍機の騒音被害調査をした。沖合に拡張移設された滑走路から約5キロしか離れておらず、相当な被害があると想像される地域だが、これまで行政による調査は行われておらず、新聞やテレビでもほとんど報

道されていない。私たちが訪問すると、住民から不安や不満の声が次々に上がった。

調査をしたのは、「岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会」（通称 住民の会）と「瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク」（通称 瀬戸内ネット）。反対運動のための調査ではなく、住民の被害実態を調べて公表したいという趣旨文と調査書を全戸に配布した後で戸別訪問し、話を聞きながら調査書を回収した。自治会から聞いた世帯数84の62%に当たる52世帯、53人から回収できた。その結果「住民は受忍の限度を超える被害を受けており、行政の対策も不十分な中で、健康不安や墜落するかもしれないという不安を抱えて生活している」ことが分かった。

騒音で電話の通話が聞こえなくなる

「騒音のために困っていること」に回答した人は49人で実に回答者の90%以上に達している。何に困っているのか選択質問で答えてもらおうと、「ラジオの音が聞き取れない」「電話の通話が遮られる」「会話が遮られる」がトップ3だった。電話については、「全く話が通じなくなる」と答えた人が59%に当たる29人もいた。「墜落等の不安、恐怖を感じる」も半数近くが訴えている。岩国で活動を続けている瀬戸内ネットの久米慶典さんは「この島の騒音被害は岩国よりひどいのではないかと話した。基地を離陸した戦闘機は、中国山地の訓練空域に向かうとき、島の上空で旋回して高度を上げる。宮島の弥山上空を通過して、私が住む廿日市市阿品では、機影は豆粒のようにはしか見えないが、それでも騒音にイラつくことが多い。「パイロットの顔が見えるくらい」（住民の声）で飛ぶ阿多田島の騒音のひどさは、私には容易に想像できるし、まさにそれを物語る調査結果であった。

滑走路移転（2011年3月完了）や空母艦載機移転（2018年3月完了）によって騒音がひどくなったと感じている人は90%近くに達し、沖縄の嘉手納基地を上回り、アジア最大規模になった岩国基地の拡充強化が、住民生活に直接大きな被害を与えている。

また、農業や漁業の作中に危険を知らせる声が騒音によって聞こえず怪我をしたという驚くべき被害もあった。健康に支障があると答えた回答も14人から寄せられ、その内容は血圧が上がった人が多く、イライラ・ストレスなどの訴えも多かった。

自由記述の回答では、住民の不安や怒り、そしてあきらめの気持ちがつづられている。「島全体を防衛（省）が買い占めて弾薬庫でもつくれ。自分たちは外へ出る」「台湾有事で岩国基地が攻撃された際に被害はないのか」「騒音はサッシだけでは防げない。天井までいる。滑走路が沖に出たらうるさくなった。真上を（戦闘機が）通っている」「次から次に飛行機が飛ぶと音がすごいので耳がキーンとなります。自然と背中をかかめてしまう癖ができました」「なかなかの音ですが慣れないと阿多田島では生活できません。飛ばないと声を上げたところで飛ぶでしょうから、慣れるしかありません」。

大竹市議会特別委員会も調査に動く

調査結果は広島と岩国で記者発表し、大きなニュースになった。テレビ局は島の空撮映像も使って詳しく報じていた。大竹市にはメンバーの中の同市市民が代表になって調査結果を報告し、住民の訴えに真摯に向き合ってもらいたいと要望した。大竹市議会の特別委員会が5月初めに阿多田島を現地調査することにもつながった。住民には、調査結果の詳細を戸別訪問して渡した。反応は良く、いろいろな話が聞けたという。また、「住民の会」は中国四国防衛局と広島県にも調査結果を知らせた。

本土の軍拡最前線が、広島湾であることを実感

私がこの調査に参加した理由は、宮島対岸にある自宅でも年々騒音がひどくなっており、市に通報しても、ひどくなる一方なことに腹が立っていたからだ。もっとひどい被害に苦しむ住民の訴えを聞くことができたのはいい体験になった。また、島に渡るフェリーからは米軍岩国基地の近距離に海上自衛隊呉基地の艦船が停泊しているのが見えた。そういえば、昨年春に米軍と海上自衛隊の「合同演習」がこの海域で初めて実施された。呉では今、日鉄跡地を防衛省がまるごと買い上げて、「多機能な複合防衛拠点」にする計画が動き始めた。中国へ向けてミサイルを発射する沖縄・南西諸島の自衛隊基地に兵器や兵員を輸送する兵站基地が造られようとしている。戦力を増強する中国に備える目的と言うが、軍拡に軍拡で対抗していけばいずれは必ず戦争になることは、歴史をみれば明らかだ。日本本土の軍拡最前線が、広島湾であることを今回の調査で実感することができた。戦争反対、9条守れの運動を一段と大きくしていこう。

島根原発2号機の再稼働を止めるため中国電力株主総会へ議案提出

溝田一成 (脱原発へ！中電株主行動の会)

1、島根原発再稼働へ

島根原発は、福島原発事故後の2012年の定期検査以降停止し続けている。しかし中国電力は再稼働へ向けて2013年12月に新規規制基準適合検査を申請提出し、184回の審査を経て、2021年9月に「適合審査合格」がでた。その後、立地周辺6自治体の同意を受けて、島根県知事が2022年6月に再稼働容認をして運転再開へ進んできている。中国電力は、2023年9月に島根2号機の営業運転再開に向けた使用前確認申請書を原子力規制委に提出し、島根2号機の再稼働に係る使用前事業者検査の工程を①2024年6月：燃料装荷開始、②2024年8月：原子炉起動として計画していた。しかし、今年5月、構内の廃棄物処理施設で起きた死亡事故による安全対策工事の遅れと設備や機器の修繕・交換が必要になり、12月に延期を発表した。

私たちはこれまでに、毎年1度11月に行われる原発事故の避難訓練を監視したりした。島根原発周辺30km圏内の避難対象になる約45万人の内、広島県に約17万人、岡山県へ約10万人が避難することになっている。しかし、中国山地を超える避難は、狭い道路で崩壊しやすく避難などできず、住民たちも広島の私たちも避難計画は不十分だとし、再三にわたり島根県や中国電力に申し入れしてきたが、避難の実効性は確立できていない。

2、裁判で原発を止める

島根原発1、2号機運転差し止め裁判は1999年4月に提訴され、福島原発事故前の2010年5月に地裁で敗訴判決になった。今も高裁に控訴し裁判が続けられている。高裁では2018年以降は進行協議で裁判が続いている。新たに2013年島根原発3号機の運転差し止めを求める裁判も提訴され、裁判が継続中である。

2023年4月には、2号機の再稼働を許すことはできないと、30km圏内の住民4人が2号機運転差し止め仮処分を提訴した。原告の陳述や、今年1月に起こった能登半島地震による志賀原発事故と、能登半島の地震により孤立した住民が多数いたことで地震災害時の避難などできないことを述べて判決を待った。その判決が今年2024年5月15日に急遽告げられ、原告の訴えを全く聞かず却下したのである。

3、再稼働はできない

3月3日には、松江で「島根原発2号機再稼働を止める集会」が開かれ、地元や中国地方から350人が参加して松江駅周辺デモを行って再稼働反対を訴えた。また、3月10日は、広島市で「フクシマを忘れない！さよなら原発ヒロシマ集会」で、原発10kmの松江市に住んでいる芦原康江さんが「島根原発2号機の再稼働を止めよう！」と集まった100人を前に切実なアピールをされた。また「上関原発

止めよう！広島ネットワーク」は毎月、繁華街と中電本社前で再稼働反対署名と情宣で再稼働を止めようと訴えている。

原発のある島根半島は能登半島地震が起きた能登の地形とよく似ている。島根原発の南側2kmには東西に伸びる宍道断層があるが原子力規制委は長さ39kmしか認めず基準地震動は820ガルで合格としている。しかし、周辺には2000年に起こった鳥取県西部地震でも1142ガルを記録しており1000ガル以上の地震が頻繁に起こっている。さらに、原発の周辺の三瓶山、大山爆発での火山灰の堆積記録では100～300cmも降下堆積していることがわかっている。とうてい規制委の認めた56cmでは危ないのである。

今年1月の能登半島地震では、断層が150kmにわたって連動していたことが判明し、島根半島での日本海の海底断層や陸地の断層の連動を考えると、地震時の危険は大きいものがある。このことは仮処分裁判でも証拠として提出されたが、裁判所は聞く耳を持たなかった。避難ができないこと、原発が地震に耐えられないことが明らかにされている。地震評価をもっと細かく行うことが必要である。

4、中国電力株主総会へ

「脱原発へ！中電株主行動の会」は、今年も1993年から続けている中国電力株主総会(6月26日10時)へ株所有者69人(10万7100株)の賛同を得て議案を提出し、訴える。

(1) 原子力発電の稼働条件の策定

原子力発電は、次の条件に適合しなければ再稼働を行わない。

- ・2024年能登半島地震をはじめとする既知の地震活動によって得られた新たな知見に基づき、活断層の徹底した調査を行い、確認されている断層とその周囲の断層との連動の有無について再確認をする。

- ・安全側に立った一層厳しい基準地震動を策定する。
- ・新たな基準地震動に対しても、原子炉等の各機器が耐えられるよう、また放射性物質を環境中に放出させることがないように耐震補強等の対策を行う。

(2) 使用済み核燃料の再処理を行わない

- ・原子力発電の運転はしないで、使用済み核燃料の再処理は行わず廃炉にする。
- ・乾式中間貯蔵施設は造らない。
- ・再処理工場は必要なく、日本原燃株式会社への負担金は支払わない。
- ・使用済み核燃料は原子力発電所内で、放射線を低減し事故が起こらないように安全に保管し続ける。

- (3) 原子力災害を起こした場合の損害賠償に備え、少なくとも24兆円の賠償金額の保険に加入すること。

- (4) 女性取締役比率を30%以上とする。

- (5) 指名委員会の構成員である下記の者を解任する。

議案のほか質問も提出し、原発をやめるように訴えたい。



8・6 平和式典規制を平和公園全体に拡大

― 法的根拠なし 広島市が認める ―

(広島ジャーナリスト通信より転載)

広島市の 8・6 平和記念式典は、今年から入場規制エリアが、平和公園全体に拡大されます。これまでは、式典の会場となる原爆慰霊碑の周辺だけが部分的に規制対象でしたが、元安川を挟んで対岸にある「原爆ドーム」周辺を含め公園全域が規制対象になるのです。その法的根拠を市当局に尋ねると「法的根拠はありません。市民にお願いしているのです」と答えました。発表資料や新聞、テレビの報道では「法的根拠はない」とは書いてありません。ちょうど 1 年前、G7 広島サミットでも宮島や広島市の宇品地区で厳しい規制がかかりました。そのときも実は法的根拠はなかったのです。最近こういう行政姿勢が目立ちます。法治国家である以上、規制の根拠を明示すべきだし、それができないのなら市民へのお願いとはっきり言うべきです。どう行動するかは市民の良識に任せればよいと私たちは考えます。

- ・他の公園利用者の通行その他の公園の利用に支障を来すと判断される行為（具体例 3 点を挙げている）
- ・公園の利用者間の調整を図るために市職員等が実施する警備に支障を来すと判断される行為（具体例 2 点を挙げている）

この発表を受けた報道は、上記の内容を要約しながらもできるだけ詳しく知らせようとするもの、簡略化してポイントだけ報道するもの、などさまざまです。ただ、昨年の「衝突事故」を受けて、今年から規制が大きく強化される、という式典主催者・広島市の「決定」をそのまま知らせる報道になっているように思います。

「衝突事故」とは、5 月 8 日付の中国新聞によると「昨年の式典当日にドーム周辺でデモ参加者の一部が市職員に集団で体当たりしたとされる事件」です。

原爆ドーム周辺も規制 手荷物検査を実施

5 月 7 日付の広島市の報道資料によると、昨年 8 月 6 日に起きた「衝突事故」を受け、「安全対策の強化」を名目に、警備等の強化策を次のように説明しています。

▼ 8 月 6 日午前 5 時から午前 9 時までの間、利用者の平和記念公園（式典会場）への入場を規制する。

- ・午前 5 時時点で公園利用者に圏外への移動を要請する。
 - ・午前 6 時 30 分：式典参列者の会場への入場を開始する。
- その際、参列者は、式典会場入り口で、手荷物検査を受けて公園内に入り、参列者席（メイン会場）入り口で、金属探知検査を受ける。

※上記規制時間中に慰霊碑への参拝を希望する者は、午前 5 時から 7 時までの間に設ける専用出入口と専用通路を利用して慰霊碑参拝ができる（手荷物検査と金属探知検査は不要）

ビラ配りやゼッケン着用も禁止

▼ 平和記念公園（式典会場）では、午前 5 時から午前 9 時までの間、次の行為を禁止する。

- ・危険物、大きな音を発するもの
(マイク・拡声器・楽器類等)
- ・プラカード・ビラ・のぼり・横断幕等、式典の運営に支障を来すと判断されるものの持ち込み
- ・ゼッケン・タスキ・ヘルメット・鉢巻等の着用
- ・小型無人機（ドローン等）の飛行
- ・物を投げる、大きな音声を発する、立入不可エリアに無断で侵入するなど、式典の妨げになると判断される行為

法的根拠はないと担当課職員は明言

私たちは、5 月 18 日午前 10 時半ごろ、広島市役所市民活動推進課に電話し、以下のようなやりとりをしました。

質問者：

8・6 の日の平和記念式典で、今年も、平和記念公園への入場規制が拡大すると知りました。このような規制拡大を広島市がする法的な根拠を教えてくださいませんか？

市民活動推進課職員：

しばらくお待ちください。(3～4 分待つ)。お待たせしました。今年からは入場規制を平和記念公園全域に広げるといことです。

質問者：

規制の内容については知っています。そのような規制をする「法的な根拠」が知りたいのです。行政がやることには何事も法的な根拠があるはずだと思います。法律とか条令とかに基づいて執行するはずで。その法的根拠が知りたいのです。

職員：

お待ちください。(2～3 分、待つ)。このたびの平和記念公園の規制拡大には、法的な根拠はありません。協力要請です。市民の方たちに、協力をお願いしている、ということなんです。

質問者：

わかりました。「法的根拠はない」「協力をお願いしているだけ」ということですね。報道を見ても、市のホームページを見ても、そのようには受け取れないのですが、そういうことではないんですか。

ちょうど1年前のG7 広島サミットの際、宮島の入島規制が行なわれましたね。その時、廿日市市や県民会議、外務省などいろいろ尋ねてみたが、やはり、「法的根拠はない」ということだった。ならば、ということで、入島規制がかかった時間帯に宮島フェリー乗り場に向き、その場で外務省職員と話した結果、「法的根拠がない」ということをあらためて確認し、外務省職員が見ている前で、「では、宮島に渡ります」と言ってフェリーに乗り、島を訪ねた。そういうことが実際にあった、私自身が経験したことだけれど、さきほど言われたように、今回の件で、広島市も「法的根拠はない」「市民の方々にお願いをしているだけ」ということでいいんですね。

職員：少し時間をください。後ほど、こちらから電話をさせていただきます。

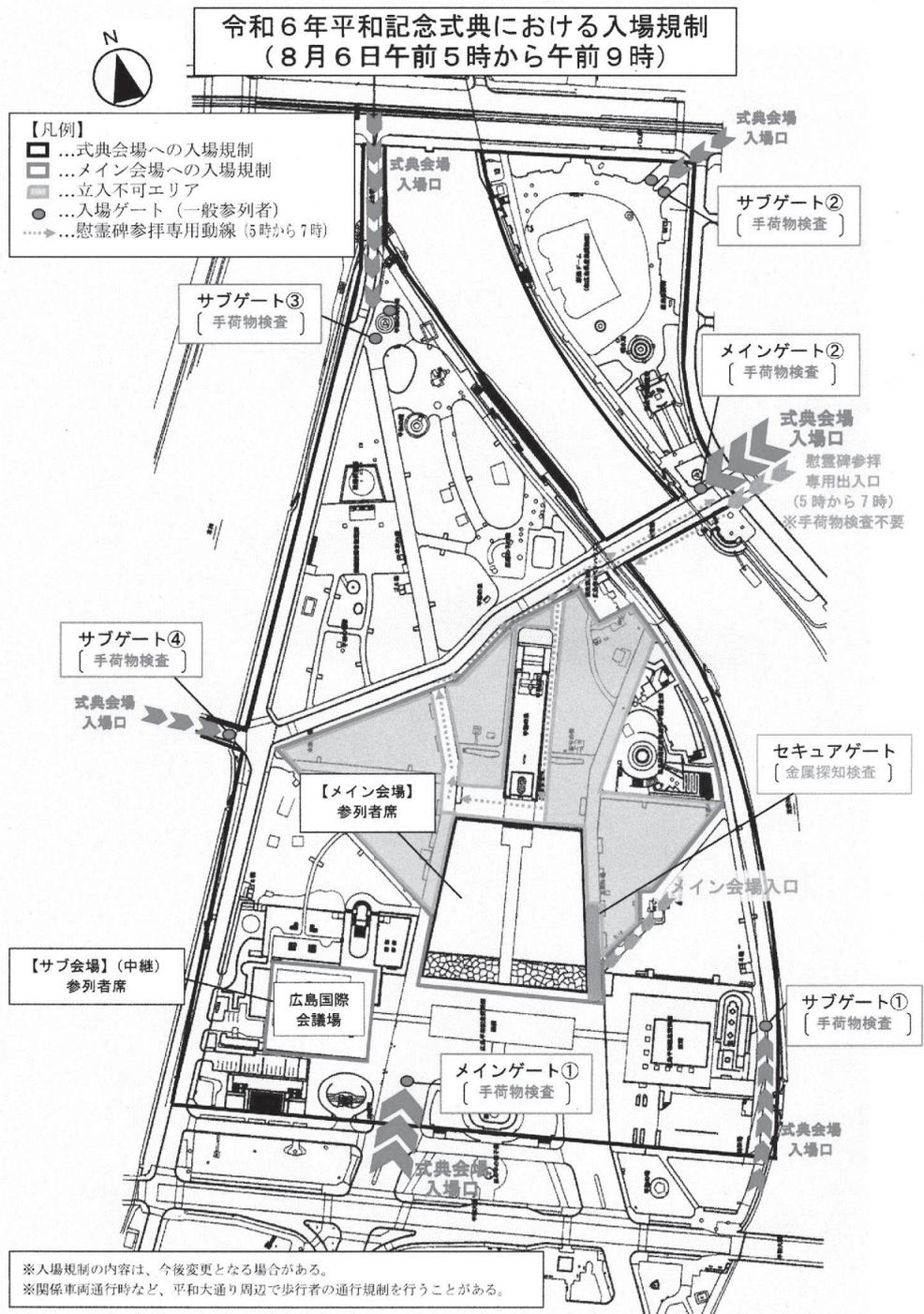
一同日午後1時、市民活動推進課のさきほどの職員から電話が入る。

職員：お待たせしました。さきほども申し上げた通り、このたびの規制拡大に、やはり、法的根拠はありません。市民の方々に、規制について、協力の依頼をする、お願いをするということです。

質問者：わかりました。ありがとうございました。

8月6日は静かに祈りたいという市民感情は尊重されなければなりません。式典会場からかなり離れた原爆ドーム前も規制対象になり、手荷物検査を受けたいので、「核兵器廃絶」や「憲法9条を守ろう」などのゼッケンやビラも禁止、しかもその法的根拠はない。何かおかしくありませんか？

2024年平和記念式典
 (広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式)について
 (5月7日時点)
 - 広島市
 公式ホームページ
 国際平和文化都市
 (hiroshima.lg.jp)



5.3 憲法記念日 ヒロシマ総がかり行動 憲法集会

2024 平和といのちと人権を！ 5・3ヒロシマ憲法集会

柳 由紀夫（スクラムユニオン・ひろしま）

憲法9条で 生活破壊を止めよう

— 戦争が起きる前に人が死ぬ！ —

5月3日 (金) 10時～12時
広島弁護士会館 3F大ホール

竹信三恵子(たけのぶみえこ)さん
ジャーナリスト・和光大学名誉教授



5月3日、広島弁護士会館で「戦争させない・9条壊すな！ ヒロシマ総がかり行動実行委員会」主催の『2024 平和と命と人権を！ 5.3 ヒロシマ憲法集会』が開催された。集会テーマは「憲法9条で生活破壊を止めよう 戦争が起きる前に人が死ぬ！」で、弁護士会館は226人の参加者で満席となった。（県内7会場合計468人）冒頭、実行委員会共同代表の山田延廣弁護士が開会挨拶を行った。山田弁護士は、「政府は自衛隊を米軍の指揮下に組み込み、台湾有事の際には米軍とともに中国に先制攻撃できる軍隊強化をもくろむなど、軍事大国化に突き進んでいる」と岸田政権を厳しく批判した。そして、放映中のNHK朝の連続ドラマ『虎に翼』の主人公猪爪寅子(いのつめともこ)の生き方を紹介し、不条理なことに対して黙っておらずに闘おうと参加者に呼びかけ

た。続いて元朝日新聞記者で和光大学名誉教授竹信三恵子さんが集会テーマを題にした講演を行った。竹信さんは、冒頭、戦前の「家」制度は「女性を家庭に押し込め、ただで育児・介護労働などをさせるもの」とし、為政者はこの「家」制度を利用して、社会保障費を抑制し、軍事費に充てて戦争を遂行していたと批判した。現在の政治状況については、「すでに私たちが生活に使えるはずの重要な公的資金が軍拡に注ぎ込まれ、私たちの生活を締め上げていて、戦争が始まる前の段階にある」と指摘した。そして、5年間で43兆円という防衛費増額を強行する岸田政権に対して、「軍拡を進めれば、生活と人権への公的支出を抑え込むことになり、犠牲者が出ている。戦争は起きる前から人を殺す。9条を中心とした戦後憲法の回復に取り組む必要がある」と訴えた。自民党改憲案は、①「戦力の不保持」「交戦権の放棄」を謳う9条を否定するものであり、②緊急事態条項を追加し、緊急時・戦時下に総理大臣に非常大権を与え、国民の人権を制約し、公的命令への服従義務を強制するという問題があるとされている。竹信さんの主張は、戦争突入の前に社会保障費の削減を通じて人が殺されるというもので、貧困や雇用劣化問題などに詳しい竹信さんならではの、社会的弱者や女性の視点からの生活に根ざした改憲反対論である。参加者に生活者の立場に立って改憲反対の運動のすそ野を広げることを訴える意義ある内容の講演であった。



憲法シール投票 ヒロシマ女たちの会

5月3日の憲法記念日に「ヒロシマ女たちの会」は1時から30分ですが憲法シール投票を行いました。

あなたはどっち？

大軍拡・大增税？ or 「災害救助・防災？」

結果は、
①大軍拡・大增税 18
②災害救助・防災 265
③わからない 15

憲法には、人々の平和に生きる権利、生活が保障されていることを繰り返し訴えました。今年は能登半島地震の復興がままならず、わからないという人も少なく、岸田政権への批判がたくさん出ました。世論は、やっぱり憲法を活かす社会をめざし政治を変えよう！ですね。





日鉄呉跡地を軍事拠点にするな！

4月21日、呉市ふれあい広場で日鉄呉跡地問題を考える市民県民集会が行われました。呉市内外から約400人が集まりました。西岡由紀夫さんの挨拶に始まり、5人の女性たちから連帯アピール。西岡襲の紙芝居での伝承、「軍転法」の住民投票の経験、岩国基地問題への取り組み、防衛省に撤回要請など思いが述べられ、集会宣言が採択されました。呉駅までデモ行進も行われ、現在、署名の取り組みが行われています。



岡西清隆さん写真提供

活動報告 (第九条の会ヒロシマほか 関連団体、実行委員会含む)

- 4月 13日(土) 教科書ネット 総会 「なぜ今 教育勅語なのか」市民討論会
上関ネット 15時～ 本通り街宣 署名 16時～ 世話人会
- 19日(火) ピースリンク 呉駅前街宣 17時半～
- 20日(土) 「中国山西省における日本軍性暴力」講師：石田米子さん 広島弁護士会館 14時～
県病院統合計画学習会 東区民文化センター 14時～
- 21日(日) 日鉄呉跡地問題を考える市民県民集会 13時～ 呉市ふれあい広場 14時～ デモ
- 24日(水) 総がかり世話人会 Zoom 18時～
- 26日(金) チェルノブイリ原発事故を忘れない 中電前行動 事故から38年 12時～ 中電前
- 27日(土) 「中間貯蔵について」末田一秀さん(反げんぱつ新聞) 広島弁護士会館 14時
マンマー水かけまつり
- 28日(日) 沖縄屈辱の日 南西諸島防衛に組み込まれる大分 講師：池田年宏さん
- 29日(月・休) 九条の会・はつかいち 憲法9条シール投票(宮島口栈橋) 14時半～ 15時半
4・29天皇制を問う市民のつどい「日鉄跡地問題」福山市市民参画センター 14時
条例制定ネットワーク学習会 西区地域福祉センター
- 5月 3日(金・休) 憲法集会 広島弁護士会館 10時～ 広島弁護士会館(ヒロシマ総がかり行動主催)
憲法シール投票 13時～ 元安橋(ヒロシマ女たちの会主催)
憲法ミュージカル 14時～ 県民文化センター(同実行委員会主催)
- 5日(日・休) 岩国基地開放(フレンドシップ)デー 基地フィールドワーク
- 11日(日) 映画「オープンハイマー」を批判する 反戦・反原子力・反ジェノサイド運動の課題 広島市民交流プラザ6F
ガザの虐殺に抗議シラファ侵攻を阻止するデモ 袋町公園～原爆ドーム前 主催：広島パレスチナともしび連帯共同体
- 15日(水) 上関原発止めよう！広島ネットワーク中国電力本社前行動 12時～ 13時
- 18日(土) 「NO WAR NO NUKES 私たちはいま何をすべきか」HANWA 総会&集会 13:30～グリーンアリーナ
上関ネット 15時～ 本通り街宣 署名 16時～
- 19日(日) ピースリンク連続講座1、自衛隊増強の実態 木元茂夫さん ビューポートくれ 14時～
- 20日(月) ピースリンク 呉駅前街宣 17時半～ & 18時半～ 例会
- 22日(水) 広島総がかり世話人会 18時～ Zoom
- 24日(金) 本郷処分場行政訴訟控訴審第2回口頭弁論(広島高裁) 15時半～
- 26日(日) 第18回共生フォーラムセミナー 董鴻洋さん(西区地域福祉センター)
- 27日(月) 日鉄呉跡地問題を考える会実行委員会 署名第1次集約 呉市体育館
- 30日～6月2日 島根原発反対ピースサイクル(近隣自治体申し入れとアピール)
- 6月 3日(月) 総がかり「3の日」行動 広島本通り電停前 17時半～
日鉄呉跡地問題を考える会署名提出
- 5日(水) 「慰安婦」ネット水曜行動 12時～ 本通り電停前
- 6日(木) 第九条の会ヒロシマ会報発送



石岡真由美さん制作の巨大バナー大活躍

お知らせ

◆海自呉基地発足 70年 大軍拡を問うピースリンク

第2回 「変貌する陸上自衛隊」

6月16日(日) 14:00~16:30 ビューポートくれ
講師:池田五律さん(「戦争に協力しない!させない!」)
主催:ピースリンク広島・呉・岩国 練馬アクション
連絡先:090-9736-8895(西岡) 090-3373-5083(新田)

◆中学校教科書オンライン学習会(オンラインのみ)

①歴史 6月18日(火)19時~21時
②公民 6月21日(金)19時~21時
③道徳 6月26日(水)19時~21時
参加費:1000円デ①②③どれにも参加できます。
申込: <https://forms.gle/hxXJ7ztYMaUTYBmy7>
主催:教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
連絡先:090-6830-6257(岸)

◆『戦雲(いくさふむ)』上映会(三上智恵監督/24年/132分)

6月22日(土) 14:00~ 福山駅前シネマモード
参加費 1000円(18歳以下500円)
主催 『戦雲(いくさふむ)』上映実行委員会
連絡先 090-3748-9840(坪山)

◆「慰霊の日に想うこと」- 三線を片手に沖縄を語る

2024年「沖縄慰霊の日」を記憶する集まり
6月23日(日) 15時~ 広島YMCA会館 本館4階
話し人: 中村盛博(広島沖縄県人会顧問)
参加費:無料(カンパ歓迎)
主催: 広島・沖縄をむすぶつどい
共催: 広島と沖縄をむすぶドウシグワー
連絡先:090-6432-5054(多賀)

◆学習会「日本は中国で何をしたか」

7月7日(日) 14時~16時 広島国際会議場研修室2
講師:中野勝さん(「死ぬ前に真実を」
731部隊罪行検証-等翻訳者)
参加費:500円(オンラインはありません)
主催:「中国人」被爆者の碑を考える会
連絡先:090-6432-5054(多賀)

◆第7回共生フォーラム「多文化共生社会」の内実を問う

7月28日(日) 14時 広島市留学生会館2階ホール
講師:宋貞智(ソンチョンヂ)さん
(NPO法人多民族共生人権教育センター副理事長)
資料代:1000円(正会員・学生無料)
主催:NPO法人共生フォーラムひろしま
後援:広島市・広島市教育委員会
連絡先:070-3771-9235 mail: kyosei.fh@gmail.com
録画配信:会員向けに無料の録画配信 ご連絡ください

◆8・6ヒロシマ平和へのつどい2024

被爆・敗戦79年 反戦・反原子力・反ジェノサイド
ーイスラエルのガザ虐殺、パレスチナ占領をやめさせようー

8月5日(月) 17:30~19:30 広島市民交流プラザ 研修室 AB
「『パレスチナ解放』と植民地主義の清算(仮)」

講師:田浪亜央江さん(広島市立大学教員、中東地域研究)
連絡先:090-4740-4608 参加費:1000円

E-Mail 86tudo.hiroshima@gmail.com

URL <http://8-6hiroshima.jp.org/tudo/tudo.html>

主催:8・6ヒロシマ平和へのつどい2024 実行委員会

◆関連行事 8月6日の行動日程

6:45 ひろしまゲートパーク内「ピースプロムナード」集合
7:00 グラウンドゼロのつどい
8:15 追悼のダイイン
8:30 「8・6反戦・反原子力・反ジェノサイド広島デモ」
9:30 脱原発座り込み行動(中国電力本社前)

◆8.14日本軍「慰安婦」メモリアル・デー

「戦前から現代まで続く軍性暴力
~ジェンダーの視点から考える真の安全保障」

8月10日(土) 14時~16時半 広島弁護士会館2F

講師:高里鈴代さん(基地・軍隊を許さない
行動する女たちの会・共同代表)

参加費:1000円(学生・障がい者無料)

録画配信:申込締切8月6日18時

申込フォーム: <https://forms.gle/493VmRcFjBEUq62q8>

◆日本軍「慰安婦」問題を解決するための水曜街頭行動

日時:毎月第1水曜日12時~13時 6/5 7/3 8/7

場所:広島市内本通り電停前

内容:配布・『岩のように』歌とダンス

主催:日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク

連絡先:090-3632-1410(土井)

◆高里鈴代さんが語る「今、沖縄で起きていること

~辺野古基地問題・自衛隊基地強化」

8月11日(日) 14時~ 広島市民交流プラザ5F 研修室C

講師:高里鈴代さん(基地・軍隊を許さない

行動する女たちの会・共同代表)

参加費無料(カンパ大歓迎)

主催:広島と沖縄をむすぶドウシグワー



島根原発再稼働しないで!

ハガキ集中キャンペーンにご協力を!

上関原発止めよう!広島ネットワーク

090-7548-6558(溝田)



今年も! 8.6新聞意見広告を応援してくださ~い

事務局から

- ・早々に8.6新聞意見広告へのご賛同、会費・カンパを送ってくださった皆さん、有難うございました。皆さん、ご一緒に大軍拡・改憲反対!命・人権を守る政治を求め、意思表示を!
- ・「ミサイルよりも000を」のメッセージ、お待ちしております。
- ・振替口座、ゆうちょ銀行への振込みに出かけられるも大変だと思いますが、何卒!ヨロシクお願い致します。
- ・封筒のタックシールに賛同金、年会費、カンパなど入金状況を記載しています。行き違いの場合は、お許しください。
- ・間違いがあれば遠慮なくご連絡を。ヨロシクお願い致します。

後記

- ・8.6新聞意見広告(朝日)はこの2年カラーで掲載しましたが赤字続きで今年は白黒かも?
- ・今号は女性二人の原稿がキャンセルとなって残念で悲しい。活動する女性たちの多くはどうしても活動と生活に追われるんだよね
- ・広島ドラゴンフライズが、Bリーグのチャンピオンシップで何と優勝!勝てないチームだったのに、アキラメナイって、こういうこと?!
- ・今号は16ページにしました。4ページ少ないと広島活動をもっとお届けしたかったのに残念。でも8.6新聞意見広告成功のため多くの皆さんに送りたいと思って、印刷代・送料や時間を考えて、セミプロの友人の力を借りることにしました。お詫びと感謝!